

### 建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項について下記のとおり変更を生じたので、建築士法第23条の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

令和 年 月 日

住 所  
開設者 氏 名 印

（個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。）

千葉県指定登録機関

公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 様

登 録 事 項			変 更	
建 事 築 務 士 所	ふりがな 名 称			
	所 在 地	〒 電話 ( )	〒 電話 ( )	
開 設 者	個 人 ふりがな 氏 名			
	法 人 ふりがな 名 称			
	人 役員の 氏名及び 役名等	別紙1「役員名簿」のとおり		
管 理 建 築 士 氏 名		建築士( )登録第 号	建築士( )登録第 号	
管 理 建 築 士 講 習 を 修 了 し た 年 月 日				
管 理 建 築 士 講 習 修 了 証 番 号				
所 属 建 築 士		別紙2「所属建築士変更事項」のとおり		
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		平成 年 月 日 千葉県知事登録第 号	※ 審 査	
※ 変 更 受 付 年 月 日 及 び 番 号		令和 年 月 日 第 号		

注 ※印欄は、記入しないでください。



【別紙2】

所属建築士変更事項

〔記入上の注意〕

この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に入れての上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

○ 新たに所属建築士となつた者

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合に於ては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合に於ては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日

(備考)	変更前		変更後	
	別紙 有 <input type="checkbox"/>	一級建築士	名	一級建築士
無 <input type="checkbox"/>	二級建築士	名	二級建築士	名
	計 木造建築士	名	計 木造建築士	名
	構造設計一級建築士	名	構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名

添付書類 (口)

## 略 歴 書

<登録申請者>  
 <管理建築士>

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。  
1年以上空白の期間が生じる場合は「無職」、「開設準備中」等と記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		印	生年月日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 登 二級建築士 <input type="checkbox"/> 録 木造建築士 <input type="checkbox"/> 番 な し <input type="checkbox"/> 号			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

印

(署 名)

千葉県指定事務所登録機関

公益社団法人千葉県建築士事務所協会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。また押印は省略できません。（法人の場合は法人登記登録印、個人の場合は認印）
  - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。